

公益社団法人  
静岡県宅地建物取引業協会東部支部 御中

富士市長 小長井 義正  
(都市整備部都市計画課)

## 富士市立地適正化計画の改定に伴う居住誘導区域の変更について（事前周知）

日頃より、本市の都市計画行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市では、集約・連携型の都市づくりを推進するため、平成 31 年 4 月 1 日より、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に係る届出制度の運用をしております。

この度、令和 6 年 3 月に予定している立地適正化計画の改定に伴い、下記のとおり居住誘導区域を変更することから、届出制度の円滑な運用に向けて、事前にお知らせいたします。

令和 6 年 5 月 1 日以降に届出の対象となる行為に着手する場合は、現在、届出対象である居住誘導区域外に加えて、今回の改定により居住誘導区域から除外する地域においても、届出が必要となりますので、貴会会員の皆様にご周知いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 居住誘導区域の変更（除外）箇所

災害リスクの高い区域とした岩松・岩松北地区、田子浦地区、須津・浮島地区の一部地域を居住誘導区域から除外します。（別紙「居住誘導区域の変更箇所図」を参照）

※区域の詳細については、令和 6 年 4 月上旬に更新予定の「ふじタウンマップ」でご確認いただけます。

#### 2 変更時期

令和 6 年 4 月 1 日

#### 3 届出制度の運用

今回の改定により居住誘導区域から除外する地域において、令和 6 年 5 月 1 日以降に届出の対象となる行為に着手する場合は、他の居住誘導区域外と同様に届出の提出が必要となります。

#### 4 その他注意事項

- ・都市機能誘導区域の変更はありません。
- ・計画改定の詳細については、市ウェブサイトトップページ > まちづくり > 計画・構想 > 富士市集約・連携型都市づくり推進戦略の改定について をご覧ください



←こちらの QR コードから  
ご覧いただけます

富士市都市整備部都市計画課  
都市政策担当 佐野、金指、菊池

電話 (0545) 55-2786

FAX (0545) 51-0475

E-Mail toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

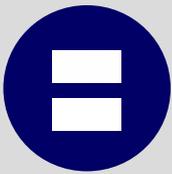


令和6(2024)年4月1日から

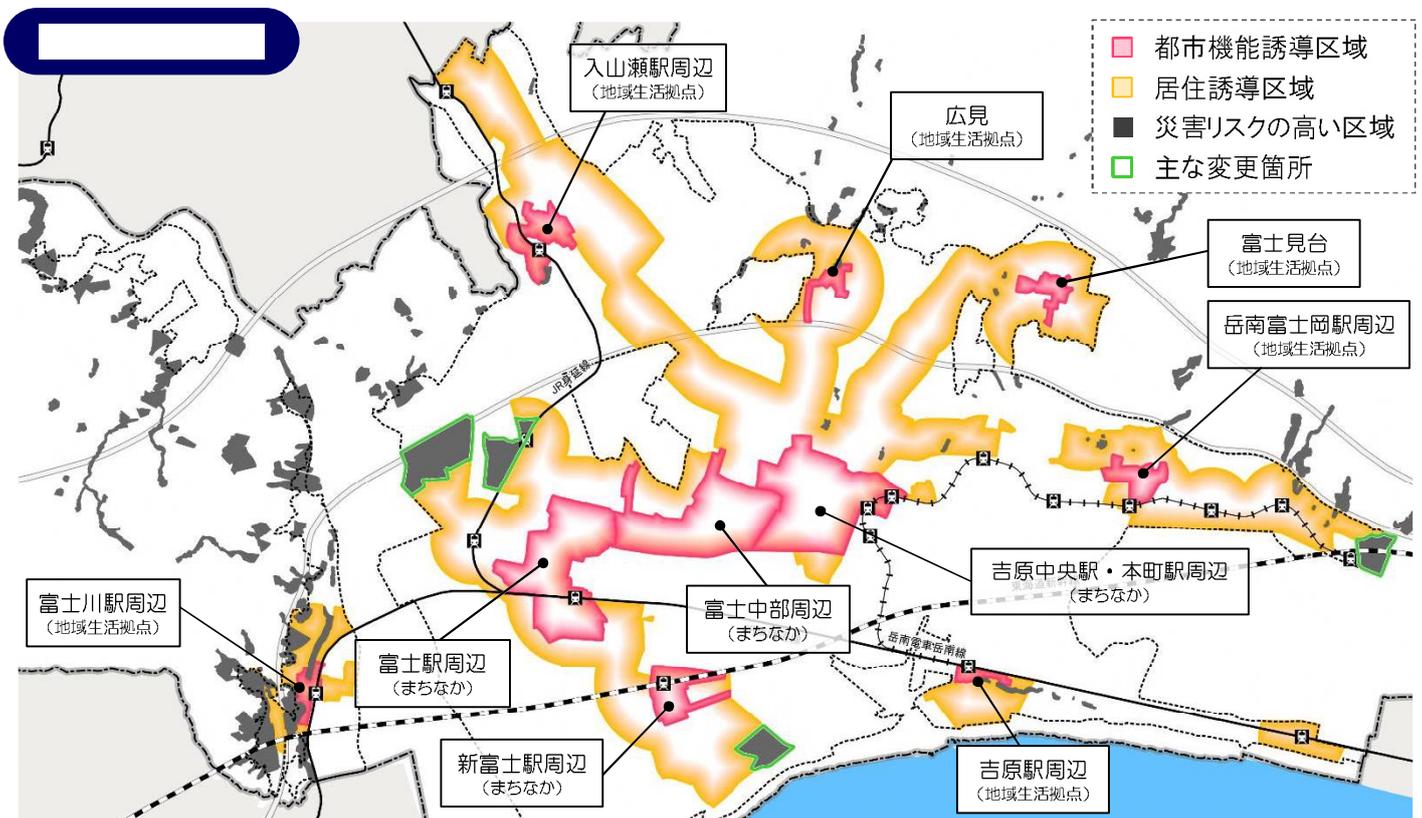
### 都市再生特別措置法に基づく居住誘導区域の一部を変更します

富士市では、人口が減少しても暮らしの質を維持することを目的に「集約・連携型都市づくり推進戦略」を平成31年4月に公表し、都市再生特別措置法に基づく届出制度の運用を開始しています。

このたび、本戦略の改定により、近年、激甚化・頻発化する自然災害に対応した都市づくりを推進するため、防災指針を追加するとともに、一部の災害リスクの高い区域を居住誘導区域から除外します。



- 居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等
- 都市機能誘導区域外での都市機能誘導施設の開発・建築等
- 都市機能誘導区域内での都市機能誘導施設の休廃止



#### \*都市機能誘導区域

…商業・医療・公共施設等の都市機能を公共交通の充実した都市拠点や生活拠点に誘導・集約し、各拠点の賑わいや、利便性向上を図る区域

\*都市機能誘導区域は、居住誘導区域に含まれます

#### 居住誘導区域

…人口減少下においても、一定の人口密度を維持し、利便性の高い公共交通と生活利便施設の立地を維持する区域



#### 届出の詳細確認や書類のダウンロード先

…都市再生特別措置法（立地適正化計画）に基づく届出

（富士市トップページ→暮らしと市政→まちづくり→都市計画→申請・届出）

※詳細な区域は「ふじタウンマップ（都市計画情報マップ）」で閲覧できます。（令和6年4月上旬更新予定）



問い合わせ

富士市役所 都市整備部 都市計画課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL:0545-55-2785 FAX:0545-51-0475 メール: toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp

# 届出書等の提出期限は、行為（工事）に着手する 30 日前までです。

## I 住宅の建築などをする場合

- ・ 行為対象地の全てが居住誘導区域外で、次の対象行為を行う場合
- ・ 居住誘導区域と災害リスクが高い区域にまたがる区域で、次の対象行為を行う場合

	開発行為	建築行為
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3戸以上の住宅建築が目的の開発行為</li> <li>● 1戸又は2戸の住宅建築が目的の開発行為で1,000㎡以上の規模のもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</li> <li>● 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</li> </ul>
提出書類 (2部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出書（様式1）</li> <li>● 位置図 縮尺 1/1,000 以上</li> <li>● 設計図 縮尺 1/100 以上（例:土地利用計画図等）</li> <li>● 行為を行う土地の地番がわかる図書</li> <li>● 委任状（届出者以外が届け出る場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出書（様式2）</li> <li>● 位置図 縮尺 1/1,000 以上</li> <li>● 配置図 縮尺 1/100 以上</li> <li>● 2面以上の立面図 縮尺 1/50 以上</li> <li>● 各階平面図 縮尺 1/50 以上</li> <li>● 行為を行う土地の地番がわかる図書</li> <li>● 委任状（届出者以外が届け出る場合）</li> </ul>

※届出事項を変更する場合、届出書（様式3）及び各行為の添付図書の提出が必要です。

## I 都市機能誘導施設の建築などをする場合

- ・ 行為対象地の全てが都市機能誘導区域外で、次の対象行為を行う場合
- ・ 都市機能誘導区域と災害リスクが高い区域にまたがる区域で、次の対象行為を行う場合

	開発行為	建築行為
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>● 建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>● 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ul>
提出書類 (2部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出書（様式4）</li> <li>● 位置図 縮尺 1/1,000 以上</li> <li>● 設計図 縮尺 1/100 以上（例:土地利用計画図等）</li> <li>● 行為を行う土地の地番がわかる図書</li> <li>● 委任状（届出者以外が届け出る場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出書（様式5）</li> <li>● 位置図 縮尺 1/1,000 以上</li> <li>● 配置図 縮尺 1/100 以上</li> <li>● 2面以上の立面図 縮尺 1/50 以上</li> <li>● 各階平面図 縮尺 1/50 以上</li> <li>● 行為を行う土地の地番がわかる図書</li> <li>● 委任状（届出者以外が届け出る場合）</li> </ul>

※届出事項を変更する場合、届出書（様式6）及び各行為の添付図書の提出が必要です。

※ 誘導区域ごとに届出の対象となる誘導施設が異なります

	まちなか					地域生活拠点					
	富士駅周辺	富士中部周辺	本町駅周辺	吉原中央駅	新富士駅周辺	富士見台	広見	入山瀬駅周辺	周辺	岳南富士岡駅	吉原駅周辺
都市機能誘導施設（届出対象施設）	誘導区域 届出「不要」					届出 <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">          </span>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 大学</li> <li>▶ 図書館</li> <li>▶ 中核的な行政機能を有する施設（市役所等）</li> <li>▶ 大規模小売店舗（スーパーマーケットを除く）</li> <li>▶ スーパーマーケット・ドラッグストア*</li> <li>▶ 金融機関・郵便局</li> </ul>											

※スーパーマーケット・ドラッグストア：富士市中規模小売店舗の出店等に関する要領店舗面積500㎡以上で生鮮食料品を取扱うもの

## I 都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合

- ・ 都市機能誘導区域内で、都市機能誘導施設を休止又は廃止する場合

提出書類 (2部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出書（様式7）</li> <li>● 位置図 縮尺 1/1,000 以上</li> <li>● 委任状（届出者以外が届け出る場合）</li> </ul>
--------------	--

# 居住誘導区域の変更箇所図

**立地適正化計画の改定に伴い、居住誘導区域から除外する区域（除外箇所①～③）において、令和6年5月1日以降に、届出の対象となる行為となる行為に着手する場合は、届出の提出が必要になります。**

